

確定版

# 「持続成長支援融資」

※本チラシは令和8年4月1日現在の情報です。  
実施内容は予告なく変更になる場合がありますので、最新情報を区ホームページにてご確認ください。

## 板橋区内の中小企業者様の企業価値向上のための計画策定や取組みを支援する産業融資制度です

本制度は板橋区が直接貸付するものではなく、お申込みを受けて板橋区が契約する取扱金融機関に融資を斡旋し、金融機関と信用保証協会の審査を経て融資が実行された際に、利子補給及び信用保証料を補助する制度です。

お申込みには板橋区指定様式「持続成長事業計画書」の提出及び中小企業診断士による面談・経営診断が必須となります。詳細については区ホームページをご確認ください。

**金利負担 2割**  
(8割利子補給)  
※最初の4年間

**信用保証料負担 1/2**  
(半額保証料補助)

- 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。
- 東京信用保証協会の**信用保証が必須**となります。(プロパー不可)

融資限度額	資金用途	融資期間	据置期間	利子補給	信用保証料
5,000万円	運転資金 設備資金	8年以内	1年以内	最初の4年間 8割利子補給	1/2補助

※上限利率：長期プライムレート+0.2%以内（責任共有対象外の場合は長期プライムレート以内）

## ご利用いただける方

### 下記のすべての要件を満たす区内中小企業者

- (1) 企業価値が増加している方であり、今後も企業価値を向上させる計画を策定し実行しようとする方（※1）
- (2) 法人の場合、本店登記及び活動実態（本社機能）が区内にあること  
個人事業主の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にあること
- (3) 1年以上同一事業を営んでいること
- (4) 申込日時時点で納期が到来した個人住民税（および軽自動車税）もしくは法人住民税を完納していること
- (5) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- (6) 許認可などの必要な業種を営んでいる場合は、その許認可を受けていること

※1 原則として、直近2期分の決算において、付加価値額（営業利益、人件費（※2）、減価償却費の合計）が1年ごとに1%以上増加している方であって、3年以内に付加価値額が概ね9%以上の伸長が見込まれる方

※2 人件費は、労務費、給与、賞与、役員報酬、福利厚生費、退職金などが該当します

# 板橋区産業融資 「持続成長支援融資」

## 信用保証料の補助について

融資申請時にご提出いただいた「信用保証料補助金交付申請書兼請求書」に記載されている口座に融資実行後、1～2か月以内を目途に振り込みます。

## 信用保証料の返還について

繰上償還等を行った場合、東京信用保証協会から信用保証料が返戻される場合があります。板橋区から信用保証料補助を受け、東京信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、**区に信用保証料補助金を返還していただきます。**返還金が発生した場合は返還方法等について区よりご連絡させていただきます。

**返還が行われない場合は、お支払いいただくまで板橋区の融資制度が利用できない場合があります。**

## 申請方法

お申込みにあたっては、区の中小企業診断士と面談のうえで「持続成長事業計画書」を作成していただく必要があります。この計画書に基づき、中小企業診断士が経営診断を行った後、計画が妥当と認められた方に融資をあっせんします。（経営診断には現地への訪問診断も含まれます。）

計画書の作成や内容についての助言はもちろん、経営に関する相談全般を区の中小企業診断士が承ります。原則としてご予約制になっておりますので、まずは産業振興課（電話：03-3579-2172）へお電話いただき、「持続成長支援融資」とお申し付けください。

なお、①「SDGs／ESG経営推進支援事業」を修了した事業者様及び②「いたばし人と未来を創る会社賞」を受賞された事業者様においては、訪問診断を省略できる場合がありますので、予約のお電話の際に、その旨をお伝えください。

	法人		個人事業主	
1	【区指定様式】板橋区産業融資申込書（ <input type="checkbox"/> 持続成長支援融資にチェックを入れてください）			
2	【区指定様式】信用保証料補助金交付申請書兼請求書			
3	【区指定様式】持続成長事業計画書 ※資金用途が車両の購入または所有物件の修繕（修繕物件に事業主等が居住しているなど、按分が必要な場合）に該当する場合は別紙の提出が必要			
4	法人税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2期分		所得税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2年分	
5	法人都民税の納税証明書（原本） ※領収書は不可	決算書2期分と一致するもの	事業主の個人住民税納税証明書（原本） または領収書（コピー） ※1 ※2	令和7年度1年分及び令和8年度最新納期到来分まで
			軽自動車税の納税証明書（原本） または領収書（コピー）	直近1年度分 ※事業主が軽自動車を保有している場合のみ
6	法人実印の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの	事業主の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの
7	履歴事項全部証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの	-	-
8	許認可証・届出書等 ※必要な業種のみ（区内外問わずすべて）			
9	見積書または契約書など、資金用途が確認できる書類（コピー可） ※設備資金申込の場合のみ ①納品（工事）場所（板橋区内）の記載があること ※車両の場合は除く ②見積書の場合、有効期限内（または発行後1か月以内）であること ③原則として件名が「見積書」または「契約書」となっていること ※商談メモや提案書は不可 ④宛名が法人名または個人事業主名となっていること ※屋号のみは不可 ※支払い済および貸付実行前に支払いされる金額は融資対象外 ※車両の購入については、業務上必要があると認められる車種・仕様のみ対象			

※1 非課税の場合は非課税証明書（原本）を提出してください。

※2 区外在住の方は板橋区に納付した事業所課税（均等割）の納税証明書（原本）または領収書（コピー）を提出してください。

## <問合せ>

板橋区役所 産業振興課

板橋区板橋2-65-6 情報処理センター5F

03-3579-2172（直通）